

## 第 2 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第2回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成29年12月1日 午後3時32分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取消について  
日程第5 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について  
日程第6 場案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第9 議案第5号 農地法の適用外であることの証明願いについて  
日程第10 議案第6号 農地に該当するか否かの判断について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 10名）

1番	佐藤 優子君	2番	後藤 達生君
3番	村上 優司君	4番	浅野 幸喜君
5番	鈴木 和雄君	6番	今野八重子君
7番	木村マリ子君	8番	畑中 圭吾君
9番	岡澤 成治君	10番	渡邊 岳夫君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

### 事務局出席者

局長	近江 学君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 3 時 32 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻を少し過ぎておりますけれども、これより第 2 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日から 12 月となりまして、今年もあと 1 か月ほどとなりました。水田の方は先越しもほとんど終わって、種を蒔くばかりとなっていて、米の生産はほとんど終わったようです。先月 28 日、地域研修会がありまして、参加した時の資料に、今年の米の一等米比率ですが、岩手県では 9 月末日現在で 93.4%となっており、大船渡では 11 月 24 日現在で 85.2%となっております。その原因は、斑点米、青未熟米、充実米不足が上げられておりました。来年は今年みたいに雨ばかりで低温が続かないよう天候には期待したいところです。また最近は気温も一段と下がり、朝など氷が張るぐらい冷え込んだと思えば、日中は暖かくなったり、寒暖の差が大きく体調を崩したりしますので、風邪などひかないよう健康管理には十分注意してください。

本日の第 2 回総会より通常総会となります。総会終了後、事務局長から農地等の利用最適化の推進に関する指針等の充施策についてと、羽根川係長より農業者年金についての連絡事項があります。よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、近江事務局長よりご報告をお願いいたします。

○事務局長（近江学君）それでは先ほどはたいへん失礼いたしました。お手元の資料、行事等経過報告をご覧いただきたいと思っております。総会の際には毎回、議事に先立ちまして事務局の方から、これらの行事等の経過報告及び開催予定につきましてお知らせさせていただいております。それで今回も私の方から報告させていただきます。まず初めに 10 月 26 日から 11 月 19 日までの間ではありますが、10 月 26 日、前任の最後の総会を開催しております。その後は大船渡プラザホテルにおきまして分散会を開催しております。この時は来賓として高副市長にご出席をいただきました。それから 30 日ですが、農業委員会役員会を開催しております。役員会は会長、職務代理者及び専門委員会の正副委員長の計 6 名で、年に何回か必要に応じて開催されるものでございますが、この日は新体制に向けての対応についてを協議してございます。それから 31 日ですが、三陸町越喜来字甫嶺地内の椿植栽地におきまして草刈り作業を実施しております。そしてこちらも例年、秋季農業委員ボランティア活動というものを実施しておりますけれども、今年は日程の都合上、調整がつかなかったということで、それを変えて実施をしたものでございます。それから 11 月に入りまして 1 日ですが、ボラーノの会からの視察がございました。こちらの新体制における女性の登用率が大船渡市は高いということで、訪問を受けたものでございます。同じく 1 日、2 日の両日は、岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察が開催されております。

こちらは県内の市の農業委員会で組織された会でございますが、春には総会が県内持ち回りで行われますし、秋には先進地視察が企画されるものでございます。次に11月20日から12月1日までの間でありますが、開いていただきまして11月24日、第1回農業委員会総会が開催され、その前後に農業委員辞令書交付式並びに農地利用最適化推進委員委嘱状交付式が執り行われたところでございます。また午後からは新人の方を対象に研修会を開催しておりますし、菊地会長と熊谷職務代理者につきましては、農協など、市内各所に就任のごあいさつをされたところでございます。それから27日ですが、農業マスタープラン見直し座談会が午後6時半から猪川地区公民館で開催されております。こちらは市の農林課主催で毎年行われておりまして、毎回、出席要請がございますけれども、今年は農林課の都合で例年より開始が遅れまして、11月27日から12月11日までの日程で開催されております。農業委員並びに推進委員の皆様には、既に出席をされた方もいらっしゃると思いますが、農業をされている方々の意見を直接聞くことができる機会でございますので、積極的に出席をされますようよろしくお願いをします。それから29日、30日の両日ですが、東京都におきまして農業者年金加入セミナー他、本県選出国會議員との政策要請懇談会並びに全国農業委員会会長代表者集會が開催されております。こちらでも毎年開催されているもので、当委員会でも毎年会長が参加をしておりますが、今年は新体制後、初の総会が直前に控えているということもありまして、熊谷会長職務代理者に参加をしていただいたところでありまして、事務局からは細谷局長補佐が同行をしております。それから12月に入りまして本日1日ですが、第2回農業委員会総会がただいま開催されております。それから総会後の午後5時30分から、大船渡プラザホテルにおきまして農業委員会懇親会が開催されますので、皆様のご出席をよろしくお願いをします。最後に12月2日から22日までの間でありますが、まず7日にはJ A大船渡猪川支店におきまして第43回大船渡市農業まつり実行委員会が開催されますので、菊地会長が出席の予定となっております。それで3枚目にまいりますけれども、3ページ目になりますが、12月11日ですけれども、午前10時半から第1回農業委員会議、午後1時半から第1回農地利用最適化推進委員会議を開催の予定でございます。こちらは農地等の利用最適化に関する指針というものがありまして、それを12月中に策定することが求められておりますことから、次回の総会に諮ることとなりますので、その案づくりのために事前に協議をしていただくというものでございますので、ご出席のほどよろしくお願いをいたします。それから12月14日ですが、盛岡市の岩手県産業会館におきまして第21回岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定で、細谷局長補佐が出席の予定となっております。こちらは毎月の総会におきまして諮られる案件のうち、追認案件とか、あと3,000㎡以上の面積など、一部の案件につきましては、月1回開催されます常設審議委員会の方に諮問を経た上で、それからの許可決定になるものでございますので、該当する案件がある場合には細谷局長補佐が許可を受けるため出席しているものでございます。それから21日ですが、これはまだ正式な案内ございませんけれども、

盛岡市民文化ホールにおきまして平成29年度いわて農林水産躍進大会が開催される予定になっております。こちらは案内が来次第、皆様にご連絡をいたします。最後に22日ですが、同じく地階大会議室におきまして第3回の農業委員会総会を開催予定としてございます。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員会からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名します。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、4番の中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、相続による権利の取得。11月6日届出、11月6日受理。2番、相続による権利の取得。10月31日届出、11月6日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番と2番について質疑、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条第1

項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので本委員会に報告するものです。

届出件数は1件です。1番、転用目的、施設等、資材置場、溜枡、U字溝、ピンコロ等。業務で使用するコンクリート製品置場として使用したい。この度、事業を縮小したため、既存施設で十分対応できるため取り消したいとのことで届出したということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第2号1番について質疑、ご意見はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、転用目的、賃貸住宅2棟、建築面積200.89㎡。転用理由は、知人である売主より申請地を求め、将来の生活安定のため貸家を建築しようとするものでありますという理由で、貸家建築の予定で一部工事に着手したが、市水道もなく、貸家世帯を賄うには不十分であり、加えて貸家需要に不安があり断念し弟に承継するものということです。これは物置132.5㎡の建築を予定しているということで、詳細は5条の方に出てくると思います。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号の1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。それでは説明いたします。この土地は、転用許可を受けてから敷地の7割程度は砂利で整地され、草刈り等の管理がされて今は使用されている形跡のない更地の状態であります。周辺の状況ですけれども、隣接地は市道、住宅敷地、車庫及び物置の敷地、用水路などで、用水路を挟んだ土地に休耕田があります。申請に至った経緯ですけれども、先ほどの説明にあったとおり、将来の生活安定のため貸家を建築しようと転用許可を受けた後、砂利を敷くなど工事に着手したものの、市水道もなく、貸家世帯を賄うには不十分であることや、貸家需要に不安があるため断念し、弟の物置建築に事業の承継をするものということでございます。承継後の事業の詳細については議案第4号で説明いたします。以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。なお採決については、農業委員等に関する法律第30条の規定において、出席の農業委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによるものとされております。それでは議案第1号1

番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号の1番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、申請事由、規模拡大のため。受入世帯の稼動人員3人中2人。農業機械は耕耘機、草刈機、運搬車それぞれ1台を所有しております。2番、規模拡大のため。受入世帯の稼動人員3人中2人。農業機械はトラクター、田植機各1台を所有しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。始めに、議案第2号の1番について、大船渡地区末崎地域、後藤達生委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(後藤達生君) それでは議案第2号につきまして説明させていただきます。申請地は野菜等が作られており、日当たりの良い畑となっております。周辺の状況といたしましては、震災後は住宅が建つなど、若干の宅地化が見られますが、沢水が豊富で容易に農業用水が得られることもありまして、近隣には花栽培のパイプハウス、野菜畑が耕作されております。申請に至った経緯でございますが、農地の効率的運用と規模拡大を考慮して農地の申請に至ったところであります。現在、所有地とあわせると10aを超える面積となりますし、また農地を自己所有地とすることによりまして農業に対する意欲が向上、あわせて農地の活用範囲がより一層広がるものでありまして、今後の農業従事者としての活動が大いに期待できるものと考えられます。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号2番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。



○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。それでは農地法第3条第1項の許可申請番号2番について、11月27日に現地調査をし、本人不在でしたので夜に電話し、その結果を報告いたします。1mぐらいずつの段差がある4枚の段々の田んぼでした。譲受人は現在、約3反部ぐらいを耕作中ですが、この田んぼ2枚分はクロを撤去して稲を作付けして、残りは今までどおり草刈りをして管理するということです。日当たり、水の便が良い場所で、規模拡大することができて良かったというふうに話していました。以上のとおり調査結果を報告しますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において許可することに決定いたします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第3号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、駐車場5台。現在の駐車場は狭いため申請地を駐車場にしたい。申請人自身も高齢であることから、帰省する子供等の車も多く、また将来、介護大型車も楽に出入りできるような駐車場が必要なため。現況を調査したところ、既に駐車場として整備してあったので、これは追認案件として県の農業会議の諮問を受けることとなります。追認案件として駐車場として整備してあったということで、申請の際、つまり農地法を知らなかったことを深く反省しているとの始末書が申請書と一緒に提出されております。この農地は第2種農地に該当し、他の土地では代替性がなく立地条件を満たしております。追認案件ということで資金の確認の必要はありません。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の概要についての説明をお願いいたします。議案第3号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いたします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野でございます。1番について報告をいたします。11月30日、事務局の山崎さんに同行をいただきまして、調査をしてきました。以降、本日私が報告します案件は同様でございます。調査は申請人ご本人からの聞き取りと現地確認を行いました。転用理由については、現在、息子さんたちの車2

台ありますが、自宅前の駐車場所ですと縦列駐車となるため、奥に止めた車を出す時に不便であること。また娘さんが介護に来た時やお孫さんたちが帰省しても駐車する場所がなかったため、今年の8月頃に砂利を敷きつめ駐車場として整備し使用していたとのことでしたが、農地転用の手続きについては知らなかったとのことでございます。なお自宅及び駐車場に隣接している申請者が所有する農地がありますが、高齢になったため耕作していないとのことで、一面雑草が生い茂っている状況でございます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号の1番について質疑、意見を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において許可相当とすることに決定をいたしました。なお、この案件は追認案件のため、12月14日開催の岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、転用目的、施設等、建設用資材置場等、型枠等置場434㎡、通路35.2㎡、作業場428.8㎡、法面128㎡。転用理由、資材置場が不足しているため、当該地を建設用資材置場として利用したい。2番、転用目的、施設等、物置1棟、建築面積132.5㎡。譲受人は譲渡人の弟であり、現在、立根町に住宅も保有しているが、敷地内に住宅の他、貸家も存し、物置を設置する十分な場所がない。先頃の台風で自宅裏の簡易物置も倒れる等の被害もあり、当該地に物置を建築したい。3番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積80.73㎡、駐車場2台。現在、借家住まいにつき当該地へ移転新築したい。1番と2番は第3種農地のため立地基準を満たしております。3番は第2種農地ですが、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。資金の確保については金融機関からの残高証明書、融資証明書等により確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野でございます。1番について報告をいたします。地主さんが田んぼをやめた後、2～3年前まで借りて作っている

人がいたそうでございますが、現在は休耕田になっております。緩い傾斜地になっておりまして、道路や隣地との境が法面になっております。借受人から借用目的や転用理由について確認をしてみました。現在、資材置場は2箇所にあるそうですが、どちらも手狭になってきたこと。また分散していると効率が悪いことなどもあって、今回、1箇所にまとめたことことから、申請場所が適地であるため借受けしたいとのございます。なお使用期間は当分の間ということでございました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の1番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号の2番と3番について細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。議案第4号2番について説明します。現地の状況及び周辺の状況については議案第1号で説明しておりますので、省略いたします。申請に至った経緯でございますけれども、以前住んでいた住宅を移転することとなりまして、その移転前の住宅の襖や障子、雨戸などの建具等を移転後の住宅の裏に簡易物置を建築して収納しておりましたが、十分なスペースを確保することができず、一部、雨戸などの建具は母屋に立てかけるなど、野ざらしにしている状況であります。更に簡易的な物置のため強度が不十分で、台風などの度に修復してきておりましたが、老朽化も進行していることから安全面に不安があり、兄の土地を購入して、十分なスペースの物置を建築するものということでございます。なお物置敷地まで居宅から車で3分程度の距離がありますが、物置に収納する物は昔の建具など、日常的に使用するものではないため、距離がありましても利便性に支障はないということでございます。周囲への影響でございますけれども、既に貸家建築のための転用許可を受けている案件で、隣接地に農地はありません。水道施設を整備する計画もないため排水の影響もないことから、周辺の農地に与える影響はないものと判断されます。それから転用計画の実効性についてですけれども、申請者本人は地区や地域の役員を務め、地区内でも信頼も大きいことから、計画の実効性は高いものと思われまます。2番についての説明は以上でございます。

それでは3番について説明します。周辺の状況ですけれども、傾斜地である申請地の上側、北側には譲渡人の所有する家庭菜園程度の野菜畑、それから西側には同じく譲渡人所

有農地のところで小枝柿やキウイなどの果樹畑がございます。それから申請地から市道を挟んで南側は比較的平坦地で、以前は水田や農地が広がっていましたが、大震災以降、住宅やアパートの開発が急速に進んでいる地域でございます。申請に至った経緯でございますけれども、現在譲受人は借家に居住しておりますけれども、この度、譲渡人に土地を求めて居宅を建築するというものでございます。譲受人は土地を所有していないことから、他に居宅を建設できる候補地はないということでございます。周辺への影響ですけれども、北側の野菜畑とは高低差があるため日照の影響はなく、果樹畑とも距離があります。それから市道沿いに排水路が整備されておりますので、排水による農地への影響もないものと判断されます。2番と3番の説明については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について質疑、意見を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

－ 9 －

○議長（菊地英浩君） 次に日程第9、議案第5号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は6件で震災関連は1件です。1番、平成2年にガソリンスタンド敷地として借用の依頼があったため、平成5年の相続時には既にガソリンスタンドの一部として利用されていた。農地法上の手続きを知らなかったため。2番、昭和55年に境界がわからないまま住居の増築及び物置の新築をしたもの。手続きの方法がわからなかった。3番、昭和45年から隣接する土地に跨って墓地と墓地への通路として利用されている。長年、墓地及び雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。次のページをお開きください。4番、昭和60年の岸壁工事後、耕作地に不適當であるため放置さ

れ山林状態となっており、墓地、墓地への通路として利用されている。長年、山林、墓地及び雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。5番、昭和55年、隣接地に願出人が居宅を増築した当時から庭敷として利用され現在に至る。長年雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。6番、50年以上以前から隣人の居宅敷地として永年使用されてきたが、東日本大震災により被災し更地となっている。地目が農地であると認識していなかった。1番から6番まですべて始末書が提出されております。6番については、災害により農地として使用できなくなった場合は始末書の添付は必要ないのですが、震災前から既に宅地として使用していたということなので、始末書を徴しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。まず議案第5号1番について1番金野たか子農業委員からお願いします。

○1番農業委員（金野たか子君） 1番金野でございます。11月29日、本人不在のため電話にてお話を聞いてまいりました。場所は45号線沿いの山崎ボデーさんの隣の八木又商店ガソリンスタンドになっている敷地でございます。いつ頃から貸していましたかとお聞きしたのですが、50年は経っているということでございました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号1番について質疑、意見を許します。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号の2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野でございます。非農地の事由につきましては、所有者本人からの聞き取りによりますと、住居の増築及び物置の新築の時期については正確にはわからないが、所有者が大分若い頃とのことで、手続きの方法についてもわからなかったということでございました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号2番について質疑、意見を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第5号3番と4番については3番古内嘉博農業委員からお願いをいたします。

○3番農業委員(古内嘉博君) 3番古内です。農地法の適用外の3、4について一括して説明いたします。登記簿では畑となっておりますが、現況としては雑木が茂り畑の体をなしていませんでした。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第5号3番について質疑、意見を許します。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第5号4番について質疑、意見を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第5号の5番については大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(木村マリ子君) 推進委員の木村です。議案第5号農地法の適用外であることの証明願番号5の調査報告いたします。調査日は11月27日の午前に現地の確認と、所有者から電話で聞き取りをしました。現況は草茫々の雑種地の状態でした。願出人は昭和55年頃に自宅を増築した当時からも庭地として利用していて、農地の認識はなかったとのことでした。高齢でもあることから所有地の地目などの確認をされていて農地であることがわかり、今後農地としての活用を考えていないので、土地家屋調査

士に相談し、農地法の適用外の証明願を申し出たとのことでした。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号5番について質疑、意見を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号5番について本委員会において願ひのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号5番について本委員会において願ひのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号6番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から願ひします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。証明願の番号6番について11月の27日午後3時半頃に、願出人と現地立会いをしたので報告します。今回の申請は、非農地の事由にあるとおりですね、50年以上前から小向さんが住んでいた土地です。これが3.11津波で被災し、現在はこの場所は県道の嵩上げ工事とともに盛土されて整地された状態でした。今回、大船渡市による被災跡地の買い上げにより所有地とするために申請するという事になったと聞いてまいりました。以上のとおり調査結果を報告します。よろしく願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号6番について質疑、意見を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号6番について本委員会において願ひのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号6番について本委員会において願ひのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第6号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 10ページをお開きください。議案第6号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、農地に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

それでは次のページをお開きください。今回ここ、一部訂正がございます。非農地リストですけれども、調査と所有者と面談した結果、外すことにいたしましたので、削除して

ください。これに伴いまして非農地リストの訂正をお願いいたします。これが最終的な非農地判断を皆様をお願いするものでございます。非農地判断にあたりましては、先日新任委員さんには参考資料に基づいて説明をしておりますが、判断の基準ですけれども、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、農業委員会は非農地判断することができます。著しく物理的な条件整備が著しく困難な場合とはどういうことを言いますかという、人力や農業機械で耕起が望めない。重機を使わねば、建設会社とかの重機を使わねば農地に戻らない場合のことをさします。そういうことですので、それでは非農地判断をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の委員並びに推進委員から当該地の現況等についての説明をお願いいたします。初めに末崎町について9番熊谷玲子農業委員からお願いをします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。1番から23番、一応全部、山崎主事と27日の午後歩いてきました。それで先ほど事務局の方から言われたところも歩いたんですけども、言われたとおりに、そのままがいいということ以外で外されてきたと思います。それで11番は何か鹿の被害が多くて耕作できないということで、そのままの状態になったそうです。結局、使われていないから、かなり荒廃が進んでおりました。他の方たちは高齢化とか、震災に遭って流されて、もう病気がちになってできないということでした。どこの地目も農地にするにはとても困難な状態だということを感じてきました。以上です。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野でございます。リスト番号の24番から35番についてでございますが、24番及び31番から33番につきましては急傾斜地でございます。34番と35番、ここににつきましては、やや傾斜地ではありますが、今紹介しましたどの場所もほぼ山林と一体化しておりました。また25番から30番までにつきましては竹藪の状態になっておまして、今お話しした24番から35番までの土地を農地に復元するためには、条件整備が著しく困難であるというふうに見てまいりました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に猪川町について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。非農地の36番、37番について29日に現地調査及び聞き取り調査を実施しました。土地は周辺が山林になった場所でありまして、当該地は斜面にあり、不便な土地であるため耕作しなくなったということで、現況は山林となっています。農地への復旧は非常に困難であると考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来地区について4番中村亨農業委員からお願いします。



○4番農業委員（中村亨君） 4番中村亨です。今回提出された担当地区内の全32筆を11月29日に山崎職員の案内を受けて現地を確認してきました。その結果、いずれも荒廃地化しておりましたので、報告いたします。また2軒の方を訪問し、お話を伺いましたが、いずれも非農地化判断を受け入れる意思を確認してきました。それをあわせて報告いたします。終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号について本委員会において全て農地に該当しないことを決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第2回総会を閉会いたします。

午後4時32分閉会